

独立行政法人情報通信研究機構契約監視委員会運営方針

平成 21 年 12 月 18 日
独立行政法人情報通信機構
契約監視委員会決定
平成 22 年 2 月 17 日一部改正

- 1 独立行政法人情報通信研究機構契約監視委員会の運営
独立行政法人情報通信研究機構契約監視委員会（以下「委員会」という。）
の運営については、この方針による。
- 2 委員長
 - (1) 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - (2) 委員長は、委員会の進行を務める。
 - (3) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 3 委員会の開催等
 - (1) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - (2) 委員会の議決は、出席議員の過半数による。可否同数の場合は委員長が決する。
 - (3) 緊急やむを得ない場合であって、委員会を招集するいとまがないと委員長が認めるときは、委員への持ち回りにより審議をすることができる。
- 4 委員会の公開
委員会は非公開とし、議事の概要を公表する。
- 5 秘密を守る義務
委員は、委員会の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。